

令和4年第1回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和4年3月11日 午前9時30分開議

議長

おはようございます。

本日、令和4年第1回定例会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

々

ただいまの出席議員数は9名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

々

これより、令和4年第1回川本町議会定例会を開会をいたします。

々

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。

々

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長におきまして7番植田議員、8番片岡議員を指名いたします。

々

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

々

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会において協議されております。

その結果につきましては、お手元に配付しております「審議予定表(案)」のとおり、本日11日から17日までの7日間とし、本日は諸般の報告、町長施政方針、議案の提案及び提案理由の説明、全体審議の質疑を行います。質疑は一般会計、特別会計当初予算の議案を除く全議案であります。

なお、日程第34、「発委第1号」については、質疑に続き、討論、採決までを行います。

々

次に、日程第35について、皆さんにお諮りをして、予算特別委員会を設置し、これに調査並びに審査を付託する予定としております。審査予定は14日から15日の2日間としております。

々

本日は、本会議終了後、引き続いて全員協議会を開催し、その終了後、議会運営委員会を開催、その終了後、産建町民常任委員会を開催する予定としております。

々

16日は午前9時00分より一般質問を行い、一般質問終了後、議会運営

- 議 長 委員会を開催する予定としております。
- 々 最終日の17日は、午後1時30分から本会議を開いて、全体審議で討論を行い、採決となります。
- 々 以上、この予定表（案）のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。
よって、本定例会の会期は、本日11日から17日までの7日間とすることに決定いたしました。
なお、一般質問の通告は、本日の午後1時00分までとしておりますので申し上げます。
- 々 お諮りいたします。
本議会における会議録作成においては、発言中の単純な間違いなどについて、発言の趣旨を変更しない範囲で議長において訂正したいと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 々 異議なしと認めます。
よって、そのように「決定」いたしました。
- 々 日程第3、「諸般の報告」を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付しております「議長報告、議員派遣の件」のとおりですので、ご覧いただきたいと思っております。
以上で、「諸般の報告」を終わります。
- 々 日程第4、「町長施政方針」を行います。番外野坂町長。
- 番外 野坂町長 おはようございます。令和4年第1回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
- 々 定例議会開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に臨む私の基本的な考え方を申し上げ、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。
- 々 はじめに、「新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」と言わせていただきます）この対策」について申し上げます。

番外
野坂町長

町民の皆様には、感染症対策の徹底にご理解・ご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

国内、さらには県内では、第5波を大きく超えて、感染が急拡大した中、1月27日から、政府による「まん延防止等重点措置」が県内全域に適用されました。

町民の皆様から、感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛、公の施設の休館等にご理解をいただき、県内全体でも感染が減少してきたことから、この措置の県内での適用は、先月20日に解除されました。

しかしながら、多くの都道府県で、適用が延長されたという実情に鑑み、進めておりました3回目のワクチン接種を早期に完了するため、2月21日から、その手法を集団接種として実施しているところです。

併せて、5歳以上11歳以下の小児に対しましては、小児科医が常駐している公立邑智病院による、集団接種として進めております。

引き続き、関係機関等と連携し、1・2回目の接種が未完了の方も含め、希望する全ての方々が、早期に接種できるよう取り組んでまいります。

町としましては、引き続き、町民の皆様への命と暮らし、そして町内事業者を守るため、国や県、医療機関等と緊密に連携しながら、感染拡大防止と地域経済の回復に必要な対策等に、全力で取り組んでまいります。

々

次に、「治水対策」について申し上げます。

今月下旬に、江の川流域治水推進室により公表される予定の、今後の整備方針や将来像、地区別の具体的な計画などについてとりまとめた「江の川中下流域マスタープラン」には、瀬尻・久料谷、谷の地区別の河川整備の方向性が、盛り込まれることとなっています。

また、同じく今月下旬に、県による現行の「江の川水系下流支川域河川整備計画」が、「矢谷川」の整備に関して、「土地利用一体型水防災事業を活用した宅地嵩上げ」が盛り込まれて、変更される運びとなっています。

さらに、開会中の3月定例県議会に提案されている、県の来年度の当初予算には、矢谷川の河川整備に係る詳細設計費が盛り込まれています。

県によるこうした動きは、地元と連携して検討したまちづくり構想と河川整備を一体的に進めようとする、国による流域治水対策の、早期着工を呼び込むことになるものと、大いに期待しています。

さらに、瀬尻・久料谷につきましては、1月から、国により、出水期までに完成する予定で応急対策工事が進められており、来年度は、詳細設計・用地測量、建物調査及び準備工事が、行われる予定となっています。

谷地区につきましても、同じく1月から、国及び県により、出水期までに完成する予定で応急対策工事が進められており、来年度は、詳細設計・用地測量・建物調査が行われる予定となっています。

町としましては、引き続き、地元協議会としっかりと連携し、今後は、軸足を早期完成に移し、国・県に働きかけてまいります。

番外
野坂町長

また、2月から、地質ボーリング調査が行われている、川本堤防の完成堤防化に向けましては、来年度策定を予定している、弓市の魅力向上の実現に向けた推進計画も反映しながら、国に対して、強固に働きかけてまいります。

日向地区の治水対策や因原地区、尾原地区の内水排除対策につきましても、早期事業化が実現するよう、継続して強く要望してまいります。

々

次に、「医療・介護・福祉サービスの強化」について申し上げます。

このたび、「第6次川本町総合計画」における、重点プロジェクトの一つとして大きく掲げている「医療・介護・福祉サービスの強化」の実現に向けた推進計画となる、「基本プラン」をとりまとめました。

総合計画策定の最中に、軌を一にするように構想された、社会医療法人仁寿会・加藤病院による、新築移転計画は、町民の皆様の暮らしを守る社会資本とも言うべき、医療面における本町への多大な貢献力や、雇用創出面での絶大な牽引力などから、実現に向けて方向性と時間軸を合わせて臨むことこそが、本町の実現可能性を揺るぎのないものにするであろう、との思慮に至るに十分なものでした。

町としましては、施設面、立地面、とりわけ設備面で抱えておられます、喫緊の課題の早期解決に向けて、老朽化している「すこやかセンターかわもと」エリアの町有地を提供することとしたところです。

仁寿会では、年頭に、町民の皆様向けに配布された広報誌において、計画の概要を発表されました。

令和6年の春に予定されます移転新築が完了するまでの間は、社会福祉協議会の事務所は役場庁舎内に移転していただき、また、子育てサポートセンター事業については、川本小学校集会室で運営するなどして、暫定対応をすることといたしました。

その後は、医療・介護・福祉サービスの連携強化を狙い、住民主体によるたすけあい活動、福祉、健康推進、介護予防事業、子育て支援の4つの機能を、集約化・拠点化することとしております。

この機を捉え、官民の連携、団体自治と住民自治との融合による、本町ならではの、言うなれば川本モデルの「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、このプロジェクトの具現化に力を注いでまいります。

々

それでは、提出いたしました来年度の当初予算の概要について申し上げます。

「第6次川本町総合計画」による、人口減少対策として取り組むべき事業や、感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行う感染症対策に加え、デジタル化など新たな課題にも対応しながら、アフターコロナを見据え、地域経済を回復させる施策について重点的に盛り込んだところです。

一般会計の当初予算額は、44億1,817万4千円となり、前年度と比較すると、2億3,492万3千円、5.6%の増額となっています。

番外
野坂町長

主な増額の要因は、定住促進住宅整備事業や小中学校長寿命化事業等の新規事業による、普通建設事業費の2億4,055万8千円の増や、公債費の5,324万円の増、感染症関連事業費の6,397万5千円の増等となっています。

また、主な減額の要因は新可燃ごみ共同処理施設整備事業の3億1,902万7千円の皆減等となっています。

国民健康保険事業、後期高齢者医療、簡易水道事業及び農業集落排水処理事業の特別会計の総額は、8億9,584万7千円で、対前年度比で1,006万4千円、1.1%の増額となっています。

々
それでは、「第6次川本町総合計画」に掲げております4本の基本目標に基づき、予算に盛り込みました主要な施策につきまして、順次ご説明申し上げます。

々
まず、「住み慣れた地域の暮らしが持続するまち」に関する施策についてであります。

々
はじめに、「住民主体の地域づくり」について申し上げます。
住民主体の地域運営組織につきましては、各地域の現状やニーズに合わせ、伴走支援や立ち上げ支援を行います。
集いの場づくりや住民同士のたすけあいの仕組みづくりにつきましては、関係団体と連携し、サロン運営者会議等により、引き続き推進してまいります。

々
次に、「公共交通の充実」について申し上げます。
今年度実施した、拠点間をつなぐ公共交通の状況や、近隣市町をつなぐ交通調査の結果を踏まえ、より利便性の高い最適な環境が構築できるよう、地域関係者や交通事業者と連携し、新たな地域公共交通計画を策定いたします。

々
次に、「移住・交流の推進」について申し上げます。
今年度から、観光・交流機能を担い、複合的に取り組んでいるワンストップ窓口「かわもと暮らし」では、オンライン化等、コロナ禍での新たなスタイルにも柔軟に対応しつつ、引き続き、きめ細やかな情報発信や相談支援を行ってまいります。
「夢と可能性に挑戦する人材定住助成事業」につきましては、Uターン者の傾向や企業の人材確保の視点も持ちながら、新たに国家資格取得者について、定住時の補助金を加算してまいります。
また、新たに、国・県の事業を活用し、本町出身の学生等とのつながり強化に取り組む等、Uターンの促進に力を入れてまいります。

番外
野坂町長

次に、「居住環境の充実」について申し上げます。

コロナ禍により見合わせておりました定住促進住宅の建設や、新たに、民間事業者と連携した空き家を活用した定住促進住宅事業に取り組み、住環境の整備を図ります。

併せて、町営住宅や民間住宅の促進、空き家活用等も含め、総合的な住環境整備を計画的に行う指針となる、住生活基本計画を策定いたします。

々

次に、「地域福祉の推進」について申し上げます。

本年2月末の生活保護受給者の割合は、前年同期と比較して下回っております。

今後も、福祉事務所を中心に、自立支援に向けた相談窓口である社会福祉協議会などの関係機関と連携して、様々な事情により生活困窮となられた方々に寄り添いながら、セーフティネットとしての役割を果たしてまいります。

々

次に、「障がい福祉」について申し上げます。

来年度は、令和5年度までを目途とした、第6期「障がい福祉計画」・第2期「障がい児福祉計画」の2年目となります。

昨年より定期的に開催している、三原地区でのサテライト相談会等を継続して実施し、きめ細やかな支援を拡充し、個別支援台帳の整備等、地域生活支援拠点体制を強化してまいります。

々

次に、「国民健康保険」について申し上げます。

引き続き、生活習慣病対策や健診受診率の向上に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。

自治体の基幹系業務につきましては、令和7年度を目標として、ガバメントクラウドを活用した、標準準拠システムに移行していくこととされております。

国民健康保険業務におきましても、財政支援の対象となる来年度末の稼働に向けて、邑智郡総合事務組合と共同して、事務処理標準システムの導入の準備を進めてまいります。

々

つづいて、「暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「農業と農村の振興」について申し上げます。

三原地域の3つの集落営農法人では、ドローンを共同利用した農薬散布により、農作業の省力化が図られており、今後も、地域の農業や農地を守る動きとして、支援してまいります。

また、農業経営体の安定化を支援し、遊休農地の活用を促進してまいります。

番外
野坂町長

次に、「担い手の確保」について申し上げます。

農業や農作業の受け手を取り巻く経営上の課題解決や産地を維持していくため、多様な担い手を確保し育成してまいります。

中核となる認定農業者や集落営農組織などに対しては、経営が安定化し、作業が効率化・省力化されるよう、農地の流動化を促進し、先端機械導入を支援してまいります。

また、新規就農者などに対しては、新たに、必要となるハウス施設の整備を支援してまいります。

さらに、地域おこし協力隊をはじめとする、U・Iターン就農の受け入れにつきましても、就農の基盤となる地域や研修の受け入れ団体、及び農業大学校などの関係機関との連携を強化してまいります。

々

次に、「特産品の振興」について申し上げます。

エゴマへの生産助成を継続し、本町の特色を活かした農産物として、一層振興してまいります。

また、近年増加しております、「モンオビヒメヨトウ」による害虫被害につきましても、実証圃を設け、県農業技術センターと協力して、効果的な駆除方法を検討してまいります。

また、JAしまね邑智と連携した取り組み、ピーマンの生産振興につきましても、来年度は、更に生産者が増える見込みであり、継続して支援してまいります。

々

次に、「有害鳥獣対策」について申し上げます。

防衛・捕獲・追い払いを効果的に実施できるよう、新たにICTを活用した対策の可能性を検討するために、地域や猟友会と協働して、実証実験を行います。

また、引き続き、駆除対策を進めていくとともに、新規狩猟免許の取得を支援してまいります。

々

次に、「畜産の振興」について申し上げます。

新たに1名の若手新規就農者が、畜産に取り組む予定となっており、繁殖雌牛の更新助成や予防接種の補助など、経営の安定化や強化を進めてまいります。

また、来年度は、鹿児島県で全国和牛能力共進会が開催されることから、郡内連携して、候補牛の育成を支援してまいります。

々

次に、「林業の振興」について申し上げます。

引き続き、森林環境譲与税を活用して、下刈、除伐、枝打ち、植林などの施業に対して、所有者負担の軽減に向けた補助や、施業の効率化のための作業道整備を支援してまいります。

番外
野坂町長

また、担い手対策として、伐採や搬出作業の講習会を実施するとともに、林業事業者の従事者確保を支援してまいります。

々

次に、「商工業の振興」について申し上げます。

コロナ禍により、影響を受けている事業者を支援するとともに、落ち込んでいる消費を喚起してまいります。

また、国・県、しまね産業振興財団の制度や、地域おこし協力隊を活用して、起業・創業、とりわけ課題である事業承継を担う人材を確保・育成し、地域商業の維持・発展につながる取り組みを支援してまいります。

々

次に、「電子決済の普及促進」について申し上げます。

新しい生活様式の拡がりを見据えますと、支払方法の主流となりつつある、電子決済の導入を促進していくことが不可欠です。

対応するため、端末設置や会計処理の煩雑さなどの、事業者負担を軽減する措置を講じた上で、開発費用の軽減のため、既存のサービスを活用することにより、促してまいります。

利用時にはポイントを付与することで、消費喚起を伴いながら、事業所と町民の皆様のデジタルリテラシーを高め、普及を促進してまいります。

々

次に、「地域工芸品の振興」について申し上げます。

地域おこし協力隊として活動されている紙布織家 山内ゆうさんが、昨年11月に開催された「第46回全国伝統的工芸品公募展」において、全国商工会連合会会長賞を受賞されました。

島根県からは13年ぶり、山内さん自身としては初出品での受賞となり、1月には県知事へ報告されました。

本町の自然風土の中で、意欲的な創作活動の輪がさらに広がるよう、積極的に情報発信してまいります。

々

次に、「観光の振興」について申し上げます。

郡内の魅力を活かした観光メニューの開発や情報発信を行い、広域的連携による誘客を促進してまいります。

また、新たに、本町の歴史、文化、自然、施設などを資源として、丸山城などの史跡を活かした観光ガイドマップを作成し、観光協会を中心に町内事業者とも連携して、本町のファン獲得と交流人口の拡大を図ってまいります。

々

次に、「交流施設等の運営」について申し上げます。

今年度から一体的に運営しています、湯谷温泉弥山荘、悠湯プラザ、農村公園笹遊里による、相互に連携したイベントの実施や、新たな活用方法を提案するなどして、魅力ある施設となるよう取り組んでまいります。

また、町内製品の販売拠点である、道の駅インフォメーションセンターか

番外
野坂町長

わもとの、さらなるPRの展開、地元野菜の充実などに取り組んでまいります。

々

次に、「誘致企業との連携」について申し上げます。

1月31日に、株式会社三協から、感染症対策として、寄贈いただいた自社製のアルコール消毒器は、役場庁舎正面入口に設置し、来庁者の皆様にご利用いただいています。

また、寄贈いただいた「河津桜」と寄附を活用し、町民の皆様の憩いの場や交流の場となるゾーン整備を構想しており、地元の皆様や子育て世代の方々などから、アンケートなどを通じていただいているご意見を反映して、今後、計画化してまいります。

々

次に、「雇用対策」について申し上げます。

ハローワーク、おおちさくらえ地域雇用促進協議会の会員企業と連携して、合同の就業相談を実施し、地域での雇用の増加を支援してまいります。

また、このたび、株式会社三協の島根川本工場では、生産量の増加に対応するため、本社での研修を要しない地元採用の従業員募集を開始されたことから、県の人材確保コーディネーターと連携して、雇用の増加に向けて支援してまいります。

々

つづいて、「子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「学校教育」について申し上げます。

今年度、本町ならではの魅力ある学校教育のあり方や、児童生徒が安心して学べる教育環境について検討するため、「町立学校のあり方検討委員会」を設置いたしました。

委員の皆様には、地域の実情を踏まえながら、様々な立場から議論を進めていただき、町が今後目指すべき教育環境整備の基本方針策定に向けて、取り組んでまいります。

小・中学校では、「学び合い」による授業改善の取組を継続し、友達との関係性の構築や、児童生徒の学習に対する意欲、探究心の向上を目指すとともに、基礎学力の定着に向けた取組を進めます。

また、「全ての子どもたちの学びを保障する」視点から、個に応じた学習や生活支援を継続的に実施するための人員を配置し、きめ細やかな学習環境づくりを進めてまいります。

々

次に、「教育環境の整備」について申し上げます。

昨年10月に、小学校校庭に陥没箇所が発見され、小学校や校庭利用者の皆様にご不便をおかけしております。

番外
野坂町長

このたび、現場及び周辺状況の調査に基づき、設計が完了しましたので、復旧に向けて工事に着手してまいります。

また、昨年度実施した小・中学校基礎調査の結果を基に、施設整備の安全性確保の観点から、必要な修繕を実施するほか、災害時に避難所としての機能が十分に果たせるよう、体育館への多目的トイレの設置や、バリアフリー化などの改修を実施いたします。

々

次に、「公民館活動」について申し上げます。

多様な学習機会の拡充や、その成果を協働による地域づくりの実践に結びつけることが求められている中、公民館が身近な学びの場となるよう、学習ニーズに応じた事業の実施に努めてまいります。

また、より良い地域づくりや人づくりの活動拠点として、地域の方々と協働してまいります。

々

次に、「人権同和教育」について申し上げます。

このたび、改定した「人権教育・啓発推進基本計画」を基に、一人ひとりの人権が尊重される差別のない明るい町づくりを目指し、学校との一層の連携により、公民館活動等における研修機会を充実し、意識の高揚を図るための啓発活動を推進してまいります。

々

次に、「読書活動の推進」について申し上げます。

各世代が読書に親しむ環境づくりと、多様な学習要望に応えるため、図書館機能の充実や、読み聞かせボランティアを育成するとともに、地域での読書機会の拡充など、普及啓発活動に努めてまいります。

また、図書館アプリを普及し、利用者へのサービス向上に努めてまいります。

々

次に、「ふるさと教育の推進」について申し上げます。

子ども達が身近な大人との対話を通して、地域に貢献する気持ちや、地域を大切にすることを培うために、新たに「多世代対話活動事業」に取り組みます。

地域を思う大人の気持ちを伝える機会となると同時に、子ども達のキャリア形成において、手本や憧れとなる人物と出会うきっかけとなることを期待しています。

また、間もなく完成いたします「ふるさとカルタ」を活用し、幅広い世代がふるさとへの愛着と誇りを実感できるよう、町の歴史や自然、文化財の歴史的価値などを学び直す機会を創出してまいります。

々

次に、「スポーツ振興」について申し上げます。

かわもとスポーツクラブなどの関係団体の活動を支援し、イベント等を開

番外
野坂町長

催するほか、地域や事業所などと連携して、ニュースポーツや軽スポーツなどの普及に取り組んでまいります。

また、既存の拠点施設の適切な維持管理と、計画的な修繕に努め、町民の皆様が安全・快適にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。

々

次に、「文化振興」について申し上げます。

コロナ禍にあつて、取組縮小を余儀なくされておりますが、感染症対策に万全を期し、町民の皆様が安全に楽しんでいただける企画や、情報発信と利用促進に努めてまいります。

また、拠点である悠邑ふるさと会館の安定的運営を図るため、ホール系空調設備である吸収式冷温水発生機の予防保全工事を行います。

さらに、利用頻度の高いマルチホールにつきましては、より効率的な空調設備に更新し、快適な施設利用と管理経費の削減を目指してまいります。

々

次に、「島根中央高校の魅力化支援」について申し上げます。

来年度の入学者選拔出願状況は、推薦選抜合格内定者とあわせて92人と、令和2年度に入学定員が105人に増加されて初めて、90人を超えました。

高校では、教育目標である「地域を愛し、夢をかなえる若人の育成～島根の中央からの挑戦～」を目指し、一人ひとりに合った学習環境で、進路を実現する為のコース再編や、地域と連携した部活動の充実等の、新たな取り組みが検討されているところです。

町としましては、川本中学校の生徒はもちろん、県内外の生徒が入学し、より充実した高校生活を過ごせるよう、昨年度設置された「教育創生コンソーシアム島根中央」を中心として協働体制を強化し、支援してまいります。

々

つづいて、「すべての住民が、安心して暮らせるまち」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「防災・消防」について申し上げます。

近年頻発している因原地区における内水被害の状況につきましては、流入量等を調査し、国・県による対策への要望活動に反映してまいります。

また、昨年5月に改正された災害対策基本法に基づき、要支援者の円滑な避難を図るため、求められることとなった個別避難計画につきましては、災害リスクの高い地区から順次作成するとともに、確実に避難できる体制づくりに取り組んでまいります。

避難所につきましては、テレビ受信環境やスロープ等を整備した上で、感染症対策も考慮しながら、運営さらには避難訓練を継続的に実施し、消防団や自主防災組織と緊密に連携して、防災・減災対策を強化してまいります。

消防団につきましては、国からの通知を受け、報酬及び出動報酬を増額す

番外
野坂町長

るなど、処遇を改善するとともに、装備品の充実を図りながら、団員の加入を促進してまいります。

々

次に、「中心市街地の機能強化」について申し上げます。

昨年9月に県により決定された、主要地方道川本波多線川本工区のルートや、社会医療法人仁寿会・加藤病院の移転新築計画を踏まえ、これまで検討してきた内容をベースとして、重点プロジェクトに掲げた「コンパクトタウン弓市の魅力向上」の実現に向けた推進計画を策定してまいります。

々

次に、「公営住宅等の維持管理」について申し上げます。

来年度から令和13年度までを目途とした新たな「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、国の交付金を活用して、戸別改善など長寿命化に資する修繕や管理を行ってまいります。

々

次に、「道路整備」について申し上げます。

はじめに、「町道事業」について申し上げます。

町道田原絵堂線につきましては、三原地内で約820m間の道路改良工事を行います。

々

次に、道路法改正により点検が義務化された橋梁の修繕につきましては、引き続き点検及び修繕1橋を行います。

また、町道下因原線の落石対策工事、町道柿木原線の落石対策調査設計業務を行います。

々

次に、県事業について申し上げます。

主要地方道川本波多線川本工区の道路改良事業につきましては、測量調査、詳細設計が行われる予定です。

川本大橋につきましては、橋梁長寿命化工事が行われる予定です。

主要地方道温泉津川本線川下工区の道路改良につきましては、用地補償及び道路改良工事が行われる予定です。

国道261号、因原地内の道路改良事業につきましては、盛土工事が行われる予定です。

々

次に、「河川整備」について申し上げます。

因原地内の濁川河床掘削工事が行われる予定です。

々

次に、「治山・地すべり対策」について申し上げます。

県営治山事業につきましては、中倉地内の大旗谷で測量設計業務が行われる予定です。

県営地すべり対策事業につきましては、川本第3期地区の調査解析業務が

番外
野坂町長

行われる予定です。

々

次に、「災害防除」について申し上げます。

主要地方道仁摩邑南線は、川内から小谷地内において、落石対策工事が行われる予定です。

々

次に、「農地耕作条件の改善」について申し上げます。

担い手への農地集積・集約化を目的として、三原地区で農業用排水施設工事等を行います。

々

次に、「農業水路等長寿命化・防災減災」について申し上げます。

防災重点ため池3箇所のうち、1箇所の修繕工事を行います。

々

次に、「簡易水道」について申し上げます。

施設改良工事として、町道古布毛住宅団地1号線、因原地内の水道管布設替工事等を行います。

々

次に、「生活排水処理対策」について申し上げます。

来年度も、集落排水整備地区を除く町内全域を対象として、国の補助事業に町が上乘せして推進している、合併浄化槽設置に対する補助を、継続して行います。

々

次に、「飲料水供給施設整備」について申し上げます。

来年度から、飲料水確保を目的とした井戸設置に対する補助制度につきましては、2戸以上で共同利用される場合、補助率と限度額を引き上げ、普及を促進してまいります。

々

次に、「環境衛生」について申し上げます。

邑智郡総合事務組合が整備を進めていた、新可燃ごみ共同処理施設及び最終処分場施設につきましては、来年度から共用開始となり、今後一層、ごみ分別の徹底や減量化を進めてまいります。

々

つづいて、「効率的な行財政運営の推進」に関する施策についてであります。

々

はじめに、「財政基盤の確立」について申し上げます。

本町が、将来にわたり持続的かつ安定的に行政運営していくためには、財政基盤の強化が不可欠です。

令和2年度の決算において、健全化判断比率とされる将来負担比率及び実質公債費比率は、県内自治体の中でも優良な数値となっていますが、近年の

番外
野坂町長

大規模事業に伴う地方債借入の影響により、今後は数値が上昇する見込みです。

来年度以降は、公立邑智病院建設改良事業が本格化し、また、今年度まで実施した、新可燃ごみ共同処理施設整備事業に係る元金償還が始まり、さらには、国や県による治水対策に伴う負担金の抛出や、付随して不可欠となる事業が続くことが想定され、大きな費用負担が必要となっておりま

す。限られた財源の中で、「第6次川本町総合計画」に掲げた、重点プロジェクトをはじめとする事業を着実に実施し、戦略目標を達成するために、不断のスクラップ・アンド・ビルドと税源涵養に繋がる取り組みに注力するなど、今後も気を緩めることなく、さらなる財政健全化を進めてまいります。

々 次に、「公共施設の維持管理」について申し上げます。

公共施設等総合管理計画に基づいた、建物施設の総床面積の縮減に向けた取り組みと、緊急度や重要度等を勘案した修繕などを実施してまいります。

また、施設毎の管理計画の策定・管理のもと、経費の縮減や、提案制度を活用した、電気料削減などに取り組んでまいります。

々 次に、「行政デジタル化の推進」について申し上げます。

令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」の中で謳われている「誰一人取り残さないデジタル化」の実現に向けて、町としても対応を進めてまいります。

来年度は、邑智郡総合組合と共同で、自治体情報システムの標準化・共通化に取り組むとともに、行政デジタル分野に長けたアドバイザーと共に、各種手続のオンライン化や、窓口のデジタル化等に向けた方針を定めた上で、住民サービスの向上と業務の効率化につながる、自治体デジタルトランスフォーメーションに取り組んでまいります。

々 次に、「町税等の賦課・収納事務」について申し上げます。

適正かつ公平な課税により、信頼や理解を高めるとともに、滞納整理等を進めながら、税収を確保していくことが極めて重要です。

コンビニ納付やスマートフォン決済アプリを継続し、納税者の利便性を向上するとともに、研修等によりスキルアップに努め、相互併任制度を活用し、県と連携して収入未済額を縮減してまいります。

々 次に、「選挙事務」について申し上げます。

7月25日に、任期満了となる参議院議員通常選挙が予定されており、法令等を遵守し、適正で円滑な選挙事務を執行してまいります。

々 次に、「窓口おもてなし」事業について申し上げます。

今年度2月末現在、転入93件、婚姻3件、出生16件となっております。

番外
野坂町長

窓口業務においては、行政サービスの根幹である明るい挨拶を徹底し、丁寧でわかりやすい説明を心がけながら対応してまいります。

次に、「広聴・広報」について申し上げます。

町民の皆様との意見交換会をはじめ、様々な機会を捉えて、広聴に取り組んでいますが、コロナ禍においての意見交換会や、パブリックコメント等、皆様の声が届きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

また、広報誌の充実を図るとともに、ホームページやSNS等を積極的に活用してまいります。

来年度配置する地域おこし協力隊による、新たな視点も取り入れながら、効果的に情報発信してまいります。

々
以上、来年度における町政運営の基本的な考え方と施策の概要について申し上げます。

議会や町民の皆様から、ご意見を伺いながら、全力をあげて取り組んでまいります。

引き続き、町政運営へのご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

々
今定例会に提出しました案件は、条例案件9件、予算案件6件、人事案件7件、その他案件4件であります。

この後、担当課長から、これらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます、施政方針とさせていただきます。

議 長
以上で、町長施政方針を終わります。

々
ここで暫時休憩といたします。 (午前10時23分)

々
なお、議会運営委員会委員長から、議会運営委員会を開催するとの申し出がありましたので、委員の皆さんは大会議室にご参集ください。

再開を10時35分、再開とさせていただきます予定としております。

々
会議を再開します。 (午前10時35分)

々
お諮りいたします。

先ほど、全議員から発議が提出されました。議会運営委員会で審議されました結果、追加日程第1として、「発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長	よって、そのように「決定」いたしました。
々	<p>追加日程第1、「発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」の件を議題といたします。</p> <p>提出者から趣旨説明を求めます。8番片岡議員。</p>
8番 片岡議員	<p>「発議第1号、ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議」。</p> <p>上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出します。</p> <p>令和4年3月11日提出。</p> <p>提出者、川本町議会議員、片岡通泰。川本町議会議員、植田昌平。川本町議会議員、石川達也。川本町議会議員、木村慶五。川本町議会議員、本山修二。川本町議会議員、圓山智恵美。川本町議会議員、中平茂明。川本町議会議員、香取亜希。</p> <p>ロシアによるウクライナ侵攻に抗議する決議（案）。</p> <p>ロシアは、2月24日以来、何ら正当な理由なく隣国ウクライナに軍事侵攻し続けている。こうした武力を行使し、ウクライナの主権と領土の一体性を侵害するロシアの行動は、明らかに国際法に違反する行為であり、断じて容認することができない。</p> <p>たとえいかなる異論や不満があろうとも、ひとつの国が力で相手の国を圧殺しようとするなど言語道断である。川本町議会は、多様な価値観を互いに尊重し合い、民主的な言論を通じて社会の健全な発展を目指すことを旨としており、そうした議会人の立場としてかかる暴挙を見過ごすことはできない。</p> <p>まして一国の元首が、「核兵器の使用も辞さない」と他国を威嚇するなど絶対にあってはならないことであり、唯一の戦争被爆国である日本国民としても、川本町「非核平和の町」を宣言する町民としても、断じて許すことはできない。</p> <p>ロシア政府が軍による攻撃を即時かつ無条件に停止し、ウクライナ全土から撤退するよう強く求めるとともに、平和の回復へ向けて国際法に則った誠意ある対処をするよう、強く求める。</p> <p>併せて、日本国政府は邦人の安全確保はもとより、事態の解決に向け、国際社会における我が国の地位にふさわしい積極的な対応を尽くすよう求める。</p> <p>令和4年3月11日。島根県川本町議会。</p> <p>提出先は、別紙のとおりであります。</p>
議 長	以上で、趣旨説明を終わります。
々	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

- 議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「発議第1号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「発議第1号」は原案のとおり「可決」されました。
- 々 お諮りいたします。
この際、日程第5、「議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第33、「報告第3号、専決処分事項の報告について」までを一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。
よって、そのように「決定」いたしました。
- 々 執行部から議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略いたします。
それでは、執行部から議案ごとに順次、提案理由の説明を求めます。
- 々 日程第5、「議案第3号」についての説明を求めます。
番外杉本副町長。
- 々 「議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明をいたします。
3ページ目の議案説明資料をご覧ください。
提案理由でございますが、本町の総務財政課長は、人事、財政、防災、管財といった幅広い業務を所管し、組織全体を総括する役割を担っており、その職、管理職手当の支給額を、職責相当額とするため、条例に記載される管理職手当支給率の条項を改め、現在運用している、総務財政課長の管理職手当を改正するものでございます。
なお、附則といたしましてこの条例は公布の日から施行することとし、4月1日から適用することとしております。

<p>番外 杉本副町長 議 長</p>	<p>以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p> <p>日程第6、「議案第4号」から日程第7、「議案第5号」について説明を求めます。番外湯浅総務財政課長。</p>
<p>番外湯浅総 務財政課長</p>	<p>「議案第4号、川本町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。</p> <p>改正内容につきましては、資料5ページの説明資料をご覧ください。</p> <p>今回の改正につきましては、団員確保や災害多発など、団員の負担増への対応のために、国における検討会が持たれ、その結果や消防庁からの要請に基づくものです。改正内容は、報酬及び出動報酬の増額を記載のとおりいたします。増額後の額が地方交付税で算定における基準額となっております。また、団員の削減につきましては、本町の実態に合わせた定員とするものです。その他、分団や班に対する活動手当を支給するものとするものでございます。</p> <p>なお、この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
<p>々</p>	<p>続きまして、「議案第5号、消防団公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」説明いたします。</p> <p>改正内容につきましては、資料3ページの説明資料をご覧ください。</p> <p>提案理由につきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の制定により消防団等公務災害補償等責任共済等に関する法律が改正されたため、関連する当該条例を改正するものであります。</p> <p>条例の概要ですが、公務災害により補償を受ける権利、これは傷病や、遺族年金ですが、これの譲渡、担保差し押さえ社長さんについての条項のうち、ただし書きにて一部例外規定を設けておりましたが、これを削除し、例外なく禁止するものであります。</p> <p>なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第8、「議案第6号」から日程第9、「議案第7号」について説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。</p>
<p>番外伊藤ま ちづくり推 進課長</p>	<p>「議案第6号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。</p> <p>資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。</p> <p>今回の改正内容は、入所月額及び入所費の改定です。</p> <p>現在の月額が38,500円。改定後40,700円。2,200円の増額。あわせて、入所費は1ヶ月分の入所費としており、同額の改定とする提</p>

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長

案でございます。
 今回の主な改定理由は、電気、ガスの値上がりによるものになります。
 続きまして、「議案第7号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。
 資料2ページ、新旧対照表をご覧ください。
 今回の改正内容は、入所月額及び入所費の改定です。
 現在の月額が44,000円。改定後46,200円。2,200円の増額。あわせて入所費は、1ヶ月分の入所費としており、同額の改定とする提案でございます。
 今回の改定の主な理由は、電気、ガスの値上がりによるものになります。
 以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

次に、日程第10、「議案第8号」から日程第11、「議案第9号」について説明を求めます。番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長

「議案第8号、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。
 説明資料17ページをご覧くださいませ。
 1、改正の理由ですが、全世代対応型の社会保障制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律等により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険法施行令の一部改正が行われ、令和4年4月1日から、未就学児の子どもに係る国民健康保険税の均等割額が軽減されます。また、その軽減相当分は公費で負担をすることとなります。このため、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。
 2、改正の概要ですが、未就学児、満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの被保険者に係る均等割額を軽減するもので、軽減割合は5割となります。
 表をご覧くださいと思いますが、現行では均等割額のうち、医療分21,000円が、改正後は2分の1の10,500円となります。
 また従来から所得に応じた軽減措置として、2割軽減、5割軽減、7割軽減がありますが、それも同じように軽減後の均等割額に対して2分の1が軽減されます。この新たな5割軽減については、国、都道府県、市町村で負担をしていくこととなります。
 なお本町では、令和2年度から満18歳に達する日以後の最初の3月31日、高校を卒業する年の3月31日までの子どもに係る均等割額を全額減免する町の独自支援をすでに設け対応しておりますので、今回の改正により、子どもに係る均等割額の被保険者の負担は変わることなく、引き続き全額減免となります。
 3、施行期日は令和4年4月1日施行。令和4年度分以後の国民健康保険税から適用します。

番外高良町
民生活課長

以上、ご審議のほどよろしく願います。

々

続きまして、「議案第9号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

説明資料3ページをご覧くださいませ。

1、改正の理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法の整備に関する法律の公布により、公営住宅法の一部が改正され、平成24年4月1日をもって公営住宅の入居者資格のうち、『同居親族要件』について、これは同居親族がいないと入居できないのか、或いは同居要件を廃止して、単身でも入居できるのかといった取り扱いでございますが、自治体の実情に応じて条例で定めることが可能となっております。この法改正を受け、八幡平団地及び三島団地については、家族世帯の入居機会を確保するため同居親族要件を維持し、その他の団地については、単身入居も可能としておりますが、近年、就労による移住など、活力層を中心とした幅広い世代の入居需要が高まっていることから、住居環境の安定化に向け、すべての団地について単身入居を可能とするため、川本町営住宅設置管理条例の一部改正をするものです。

2、改正の概要ですが、全ての団地について単身入居を化を可能とするもので、所要の改正を行います。

3、施行期日は公布の日からです。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議 長

次に、日程第12、「議案第10号」から日程第13、「議案第11号」について説明を求めます。番外坂根教育課長。

番外坂根教
育課長

「議案第10号、川本町サウンド・ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

3ページ目の説明資料をご覧ください。

改正の理由として、平成10年に開館した川本町サウンド・ミュージアムは、当初の目的から大きく乖離しながら運営が変遷してきており、これまでの経緯と現状を踏まえて、関係条文の見直しを図るものです。

改正の概要は、第2条の設置目的を、川本町の地域活性化と町民の健康増進に寄与するため、と改めるものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。

々

続きまして、「議案第11号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明いたします。

4ページ目の説明資料をご覧ください。

平成23年度末をもって閉校した旧川本西小学校跡地は、平成26年度に学習交流センターが開設したことに合わせて、体育館は川本西体育館として、

番外坂根教育課長 教育委員会が管理。その他の敷地全体は、まちづくり推進課が管理というように当時区分をされておりましたが、グラウンドにつきましては、条例上、特に定めがなく、利用希望者への対応等については教育委員会が引き続き行っている状態でございます。こうした中で、このグラウンドを本町の体育施設として位置付け、管理主体を明確にすることで、今後の適正な管理運営を図ってまいります。

改正の概要ですが、題名の「川本町民体育館」を「川本町体育施設」に改め、条文中の文言も同様に改めます。また、このグラウンドを「川本西グラウンド」として位置を明記し、使用料を別表に定めます。ただし、入場料を徴収する催しに使用される場合を除いては、使用料は無料といたします。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、日程第14、「議案第12号」から、日程第15、「議案第13号」について説明を求めます。番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総務財政課長 「議案第12号、令和3年度川本町一般会計補正予算（第10号）」について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92,074千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,118,477千円とするものでございます。

今回の補正の主な内容としては、事業費の確定等に伴う歳入歳出予算の補正と明許繰越費の設定、債務負担行為の設定でございます。

内容につきましては、まず資料20ページをご覧ください。

歳出から説明をいたします。

2款、総務費では、邑智郡総合事務組合の負担金は、派遣を受けている職員の人件費に関するものや、マイナンバーカード転入転出手続き利用のためのシステム改修費となっております。また、燃料費高騰に伴う公共交通への支援として1,501千円を計上しております。

3款、民生費では、生活保護扶助費の増5,000千円を見込んでおります。

4款、衛生費では、交付税措置拡充に伴う公立邑智病院への負担金7,364千円の増。

6款、農林水産業費では、コロナ感染症の拡大に伴う指定管理施設の休業支援1,745千円。

9款、消防費では、江津邑智消防組合負担金16,546千円の増。

10款、教育費では、運動公園感染症予防対策は、トイレ改修事業を見直すことによる事業費6,700千円の増を計上しております。

また、燃料費高騰による音戯館の指定管理費の増1,901千円などとなっております。

番外湯浅総
務財政課長

歳入につきましては、19ページをお願いいたします。

10款、地方交付税では、変更交付決定に伴う72,692千円の増。

18款、繰入金では、今回の補正予算の調整として財政調整基金繰入金2,159千円の取崩の取り止めや、公共施設等総合管理基金から繰入1,070千円を計上しております。

20款、諸収入では、邑智郡総合事務組合の職員派遣に対する負担金8,641千円を。

21款、地方債は、有利な起債借入れの変更などを計上しております。

21ページをご覧ください。

第2表は、明許繰越費として、次年度に繰り越すことが想定される事業について、それぞれ事業ごとに計上をしております。

下の段、第3表には債務負担行為として、複数年契約となるサウンド・アミュージアムの指定管理委託の関係を計上しております。

次に、22ページをお願いいたします。

第4表は、地方債の補正で、今年度の地方債の総額は871,564千円となります。

下の段の基金の年度末残高は2,190,981千円と見込んでおります。

次の23ページは、コロナ交付金の今回の補正後の計画額一覧を添付しております。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

々

続いて、「議案第13号、令和4年度川本町一般会計予算」について説明いたします。

令和4年度一般会計の当初予算につきましては、第6次総合計画を意識しつつ、人口減少対策として取り組む事業や交付金を活用して、感染症対策や地域経済対策を盛り込んでおります。

一般会計当初予算額は4,418,174千円となり、前年度と比較すると234,923千円、5.6%の増額となっております。

予算説明資料をご覧いただきたいと思います。

ピンク色の表紙で予算説明資料と書いております。それ以降が予算説明資料となりますが、そちらの31ページをご覧ください。

主な増減の要因といたしまして、まず歳出の方では、2款、総務費では、ふるさと会館空調の改修事業費が40,000千円など、4款、衛生費では、新可燃ごみ共同処理施設整備事業負担金の減、319,027千円などがございます。

8款、土木費では、定住住宅整備事業67,194千円の増。

10款、教育費では、小中学校の長寿命化事業37,140千円の他、体育館、避難所対応工事、小学校の校庭陥没対策工事などの事業費が増額の要因でございます。

歳入では、10款、地方交付税につきましては、普通交付税、特別交付税

番外湯浅総務財政課長

合わせて、145,225千円の増を見込んでおります。

18款、繰入金は、財源不足を補うため財政調整基金153,800千円の繰入のほか、減債基金、学校教育施設整備基金及び公共施設等総合管理基金の繰入額の増が主な要因となっております。

34ページをお願いいたします。

こちらは地方債の内訳で一覧にありますように、各事業の財源として借入を予定し、過疎ソフト、臨時財政対策債を含めた総額で396,531千円を計上しております。

下の表は、基金につきまして総額で341,417千円の取り崩しを計上しており、年度末残高を1,861,477千円と見込んでおります。

なお、詳細につきましては、のちほど設置予定の予算特別委員会においてご説明申し上げます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

続いて、日程第16、「議案第14号」から日程第17、「議案第15号」について説明を求めます。番外櫻本健康福祉課長。

番外櫻本健康福祉課長

「議案第14号、令和4年度川本町国民健康保険事業特別会計予算」について説明させていただきます。

まず、第1条において、令和4年度の国民健康保険事業特別会計の予算総額を歳入歳出それぞれ499,472千円としております。

第2条において、一時借入金の最高限度額を100,000千円とし、第3条において、歳出予算の流用について定めております。

最終ページの資料をご覧ください。

予算の概要ですが、予算総額は前年度と比較して26,689千円、5.6%増額となっております。

増減の大きなものとして、まず増額分として総務費の総務管理費が前年度より45,794千円増となっておりますが、これはすべての自治体において、ガバメントクラウドを活用した標準標準拋システムを利用できるよう構築していくため、適合する標準システム導入に向けた関連費用48,000千円を計上していることによります。

一方、保険給付費については、17,100千円の減、県に納める納付金につきましては、2,813千円が前年度より、それぞれ減額となっております。

詳細につきましては、のちほど設置予定の予算特別委員会で説明させていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

々

続きまして、「議案第15号、令和4年度川本町後期高齢者医療特別会計予算」について説明させていただきます。

令和4年度の後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ1

番外櫻本健 康福祉課長	<p>52,760千円としております。</p> <p>最終ページの資料をご覧ください。</p> <p>予算の概要ですが、予算総額は前年度当初予算と比較して、8,890千円増となっております。6.1%の増でございます。</p> <p>主な要因として、医療費の伸びにより広域連合納付金が8,677千円の増となっております。</p> <p>詳細につきましては、のちほど設置予定の予算特別委員会で説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>続いて、日程第18、「議案第16号」から日程第19、「議案第17号」について説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。</p>
番外伊藤地 域整備課長	<p>それでは、「議案第16号、令和4年度川本町簡易水道事業特別会計予算」についてご説明いたします。</p> <p>予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,115千円です。対前年94%、11,581千円の減額となっております。</p> <p>減額の主な要因は、委託料及び起債償還の減額に伴うものでございます。</p> <p>詳細につきましては、のちほど設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
々	<p>続きまして、「議案第17号、令和4年度川本町農業集落排水処理事業特別会計予算」についてご説明いたします。</p> <p>予算の総額は歳入歳出それぞれ54,500千円です。対前年80%、13,934千円の減額となっております。</p> <p>減額の主な要因は、委託料の減額に伴うものでございます。</p> <p>詳細につきましては、のちほど設置予定の予算特別委員会でご説明いたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。</p>
議 長	<p>続いて、日程第20、「議案第18号」から、日程第21、「議案第19号」について説明を求めます。番外伊藤まちづくり推進課長。</p>
番外伊藤ま ちづくり推 進課長	<p>「議案第18号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」ご説明いたします。</p> <p>本計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>現在、三原地域、田原・絵堂地域、笹畑・湯谷・三俣地域と3地域の辺地計画がありますが、今回は三原地域、田原・絵堂地域の2つの辺地計画について変更を行います。</p> <p>資料1ページ、三原辺地の計画書をご覧ください。</p>

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長

下段の整備計画のアンダーラインが変更箇所です。
町道三原古市線道路開設事業の事業費917,101千円。財源内訳として、特定財源584,482千円、一般財源が332,619千円、うち辺地対策事業債予定額が326,200千円に変更となります。
続いて、資料2ページをご覧ください。
田原・絵堂辺地計画書となります。
変更の内容は、町道田原絵堂線改良工事の追加となります。
2. の公共的施設の整備を必要とする事業のアンダーラインの部分、また以降の3行を新たに記載します。
3. 整備計画でアンダーラインが事業費の追加箇所となります。町道田原絵堂線改良事業の事業費204,535千円。財源内訳として、特定財源が130,900千円、一般財源が73,635千円、うち辺地対策事業債予定額730,600千円を追加し、事業費となります。
資料3ページをご覧ください。
資料の中段に、変更理由を記載しております。
本計画は、辺地債を活用する際に必要な計画となっており、辺地対策事業債活用予定事業の事業費の変更及び事業費の追加に伴い、今回の変更の理由となります。

々

続きまして、「議案第19号、・・

議 長

ちょっと伊藤課長、2ページのところの金額を、改良事業の金額を7億3千6百万と言われたような気がしたんですが。

番外伊藤ま
ちづくり推
進課長

失礼しました。一般財源のところですね。たいへん失礼しました。
2ページの、田原絵堂の辺地計画書の事業費でございます。一般財源のところを、73,635千円、うち辺地対策事業債予定額も73,600千円という事で、修正させていただきます。失礼しました。

々

続きまして、「第19号、権利の放棄について」ご説明いたします。
これにつきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会議決が必要となるものです。
今回放棄する内容は、光通信サービス料に係る債権で、債権者は2名です。
1件目は、金額が2,100円。権利放棄の理由は、本人死亡後、相続人が相続放棄をした債権で回収の見込みがないものです。
2件目は、金額が2,681円。権利放棄の理由は、会社が倒産後、清算終了に伴い回収ができなくなったものです。
以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

次に、日程第22、「議案第20号」について説明を求めます。

議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	<p>「議案第20号、工事請負変更契約の締結について」ご説明いたします。</p> <p>本議案は、令和3年6月16日契約に係る令和2年度明許繰越、社会資本整備総合交付金事業、災害防除町道三島三谷線工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>今回の変更は、契約金額の変更です。現契約額は70,620,000円。変更後の額は75,610,700円。差し引き4,990,700円の増額です。契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木282番地1、株式会社オーサン 代表取締役 <small>じんた ひさし</small> 甚田 尚です。</p> <p>変更理由につきましては、落石防護柵部位の根入れ長さの増。伐採処分費の増によるものです。</p> <p>以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、日程第23、「議案第21号」について説明を求めます。</p> <p>番外坂根教育課長。</p>
番外坂根教育課長	<p>「議案第21号、川本町サウンド・アミュージアムの指定管理者の指定について」ご説明をいたします。</p> <p>川本町サウンド・アミュージアムは、本年度末をもって指定管理期間が終了いたしますので、地方自治法及び川本町サウンド・アミュージアムの設置及び管理に関する条例の規定により、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせることについて、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>施設の名称は、川本町サウンド・アミュージアム。</p> <p>指定管理者となる団体の名称は、川本町大字川本332-13。安伸有限 <small>あんしん</small> 会社 代表取締役 <small>しまだよしひと</small> 島田 義仁。</p> <p>指定する期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>選定理由は、次のページをご覧ください。</p> <p>当該施設は、次期2年間において必要な改修を行いながら今後の運営のあり方について検討することとしており、現在の運営体制継続を基本とすることが望ましいことから、公募によらず現指定管理期間における運営実績等から、この団体からの申請に基づき書類審査とヒアリングを実施いたしました。</p> <p>その結果、選定理由としては、1. 施設の管理に関する基本的な考えが、関連する法令等に基づいたものとなっていること。</p> <p>2. 当該施設の維持管理の計画、内容について、適正な提案がなされていること。</p> <p>3. 現指定管理期間におけるスタッフとしての運営実績があり、現在の運</p>

番外坂根教育課長 営体制を維持しながら、現状を踏まえた業務改善の検討が可能であるということ。以上により判断したものでございます。
以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、日程第24、「議案第22号」から、日程第30、「議案第28号」について説明を求めます。番外野坂町長。

番外野坂町長 それではまず、「議案第22号」及び「第23号」についてご説明申し上げます。
いずれの議案とも川本町固定資産評価審査委員会の委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。
選任予定者は、まず住所、島根県邑智郡川本町大字因原198番地7。
氏名、堂面^{どうめんかずまさ} 和正氏。生年月日、昭和23年2月23日生まれ。
次に、住所、島根県邑智郡川本町大字田窪155番地。
氏名、平田^{ひらたともあき} 知昭氏。生年月日、昭和33年1月31日生まれの2名であります。

々 続きまして、「議案第24号」から「第28号」について、一括ご説明申し上げます。
いずれの議案とも、川本町農業委員会農業委員の選任につきまして、議会の同意をお願いするものであります。
選任予定者は、まず住所、島根県邑智郡川本町大字川本668番地。
氏名、松田^{まつだみちこ} 美知子氏。生年月日、昭和27年8月25日生まれ。

々 次に、住所、島根県邑智郡川本町大字三原645番地。
氏名、柴原^{しばはら} かな氏。生年月日、昭和46年9月20日生まれ。

々 次に、住所、島根県邑智郡川本町大字三原515番地。
氏名、釜田^{かまだゆうじ} 雄二氏。生年月日、昭和25年10月13日生まれ。

々 次に、住所、島根県邑智郡川本町大字田窪406番地。
氏名、浅原^{あさはらゆきお} 幸雄氏。生年月日、昭和26年4月29日生まれ。

々 次に、住所、島根県邑智郡川本町大字川本1711番地。
氏名、福谷^{ふくたによしひこ} 善彦氏。生年月日、昭和29年11月19日生まれの5名であります。
以上、ご同意のほどよろしく申し上げます。

議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

議 長

続いて、報告事項の説明を求めます。

日程第31、「報告第1号」について説明を求めます。

番外湯浅総務財政課長。

番外湯浅総
務財政課長

「報告第1号、専決処分事項の報告について」説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

次のページの専決処分書をお開きください。

専決処分の事項は和解についてであります。

和解の相手方は、小笠原^{おがさわら} 幸子^{さちこ}氏。住所は島根県邑智郡川本町大字三俣303番地です。

和解に関する事故の概要は、令和4年1月7日、旧石見川本駅駐車場において、相手方の運転する車両により駐車場のフェンスなどを破損されたものであります。

和解の内容ですが、相手方の過失割合が100%であり、損害を与えた施設を復旧する費用220,000円を負担するものであること。

本件事故には、その余の請求を放棄し、本件損害賠償のほかには、双方とも一切の債権債務関係がない旨の取り決めでございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

々

次に、日程第32、「報告第2号」について説明を求めます。

番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長

「報告第2号、専決処分事項の報告について」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをご覧くださいと思っております。

専決処分の事項は、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分年月日は令和4年2月7日でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、島根県邑智郡美郷町吾郷636番地3。
藤田^{ふじた} 和美^{かずみ}氏です。

事故の概要は、令和3年12月4日午前6時30分ごろ、三島地内の町道三島三谷線を走行中、道路上に落ちていた落石と衝突し、左前方フロントバンパー及び前方オイルパンが破損したものです。

損害賠償額は27,144円。この損害賠償額は、町が加入している保険で対応しています。

和解の要旨として、川本町は事故で破損した相手方に対し過失割合を3割とし、損害賠償金の支払義務があることを認め、本件に関し一切の債権債務のないことを相互に確認するものであります。

番外伊藤地域整備課長
議 長

報告は以上でございます。

続いて、日程第33、「報告第3号」について説明を求めます。
番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長

「報告第3号、専決処分事項の報告について」ご説明いたします。
地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告をいたします。
次のページをご覧ください。
専決処分の事項は、損害賠償の額の決定と和解をすることについてでございます。
相手方は、川本町大字川本559番地26。安地^{あんち}賢次^{けんじ}氏でございます。
事故の概要ですが、令和4年1月7日14時30分頃、職員が運転する公用車が駐車スペースから道路へ出るために、バックで下がった際、駐車してあった相手方所有の車両に衝突したものです。なお、駐車車両は無人でありましたので、事故によるけがはございませんでした。
損害賠償の額は162,459円でございます。これについては、町が加入している保険で支払いをいたします。
和解の要旨といたしまして、川本町の過失を10割とし、相手方に対して支払い義務があることを認め、川本町及び相手方は、他に債権債務がないことを相互に確認いたしました。
2ページ目には、資料として、事故の概要とともに事故現場の見取り図を記載しております。
以上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

以上で報告事項の説明を終わります。

々

これより、全体審議、質疑を行います。
全員協議会に切り替えます。 (午前11時31分)

(全員協議会に切り替える～議案第3号から報告第3号までを審議・質疑)

々

それでは、「議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、質疑を行います。
質疑はありませんか。5番木村議員。

5番
木村議員

よろしいですかね。この本件ですね、手当でございますから賃金は働いているものの労働条件の最たるものというふうには自覚しております。言われておりますように、他町村の管理職手当の額と同等とありますが、どこの市町村と、比べられたのか。当然ながら提案される以上は、それなりの資料、そ

5番
木村議員 　　れなりの調査をし、また業務量についても、他市町村との人口の違いから、一概には言えないと思いますし、同一視はできないと考えています。また、突然の改正の提案でありますので、穿って言えば、年度末での人事査定の時期に合わされたのか。そしてまた、仕事の改革について、重責担務タイムの分散化等ですね、他市町村との業務量との関係について、どのようにお考えの上、この提案をされたのか、答弁をお願いいたします。

議 長 　　番外杉本副町長。

番外
杉本副町長 　　まず、近隣の比較でございますが、これは主に町村ということでの調べをしておるといところでございます。特に、財政をもっておる町につきましては、今回お示しをさせていただきました額というものを支給をしておられるといところでございます。この総務財政課長の管理職手当の支給割合の変更に至ったといところについてでございますが、昨今ですね災害でありますとか、コロナの対応でございますとか、そういったところの職責が非常に重たくなってきておるといところがございます。また他の管理職と比較をいたしてもですね、時間外手当ではもちろん支給されないといところでございます。管理職手当がありますので、支給されないといところがあります。顕著に非常に職務時間も長くなっておるとい状況でございます。そういったことを勘案をいたしまして、今回ご提案をさせていただきましたといところでございます。

議 長 　　5番木村議員。

5番
木村議員 　　はい。最後の言葉ですけどね、職務時間が長いというのは管理者当たり前の話だと思っております。ですから、それはあれですから36（協定）とかですね、そういうものがあるわけじゃありませんので、その認識はいかなものかなといふうに思います。またですね、業務量の分散化ですね、他の町村との先ほども聞きましたけど、業務量の差の関係について再度お尋ねします。ですから、川本町の今、職責の課長がですね、他の町村とのですね業績・業務量、今言われましたけど、どれだけの業で、これだけの値にする賃上げに値するものといふうになされたことについて再度お尋ねします。

議 長 　　番外野坂町長。

番外
野坂町長 　　それでは、お尋ねの業務量のことについて、私の方からお答えを申し上げます。本町の総務財政課長は、課の分掌とおりですね、まず庁内全体、それから、一つは、私どもの仕事の源泉であります組織を見渡す人事ですね。それからもう一つ、予算を見渡す財政、このセクションをまず担っております。私どもが調査しました町村のですね、事例をこの場で申し上げますと、いわ

番外
野坂町長

ゆる総務部門で、組織とですね人事と財政を合わせて所管しております町はですね、申し上げますと、飯南町それから吉賀町、津和野町それから知夫村、この私どもの町以外に4つであります。すべて組織はですね、人事の方はその総務で担っておられます。さらに、副町長も申し上げましたが、近年、いわゆる気候変動或いは社会情勢、世界情勢を踏まえていわゆる危機管理の面の高まっておりまして、この危機管理部門をですね、総務財政で担っておりますところはですね、隠岐の島町除く私どもも入れて10市町という状況であります。従いまして、私どものですね財政課長といいますのは、繰り返しになりますが私どもが行財政運営していただく、要の仕事であります組織そして予算、予算をもって人の知恵と工夫で事業推進していくという、このことに加えましてですね、いわゆる近年の水害の対応、コロナ対応も含めた或いは今起こっております世界情勢も含めてそういう危機管理ですね、広く自治体、枠を超えて発生する可能性があるという危機管理部門も担っておるということでもあります。あわせていわゆる管財部門ですね施設長寿命化そういった施設系の管理、これもですね隠岐の島町除いては、すべての市町が管理をしてるということでもあります。そういった観点からですね私どもは、この職務の特殊性、管理職手当と言いますのはこの職務の特性に照らして、この手当をですね考慮すべきものというふうに考えております。県内の市町ではですね、今申し上げました人事・財政・管財・防災をですね、併せ持っておりますかといいますのは、私ども以外にですね飯南町、それから吉賀町、津和野町、それから知夫村であります。こういったところとですね、いわゆる職務の特殊性に対する対価というものを検討したところでもあります。さらにですね、この郡内をちょっと見渡したところですね、邑南町につきましてはですね筆頭課長ですね、格付は七級に格付をしてあると。それから先ほど申しました隠岐の島町もですね七級に格付をしてあるという状況であります。従いましてそのまず職務をですね見渡したところで、この今の4つの仕事をすべて担っているところはですね、津和野町以外はですね今回ご提案する額のいわゆる特殊性を勘案してそういう手当を講じているという状況があります。またさらに、隠岐の島町につきましては、級を格付した上でさらに手当を乗せているという状況であります。そういったことをですね、勘案しましてですね、繰り返しになりますが、組織の要であります財政・人事、近年リスクが高まっております、いわゆる危機管理。申し上げますと、今年はですね、3度の避難情報を発令をいたしました。それにあたるですね、もう準備から避難所運営、そして災害発生すれば、それに必要な補正予算等ですね、そういった業務に当たると、昨年来コロナですね、が続いております。この対策本部をですね、もう何十回と開催しておりますその設営それに向けて各課のとの調整、町としての対応、最後どういうふうに決定して、町民の皆さんにどのようにアナウンスをしてですね、町民の皆様の暮らしを守っていくかといったようなことをすべて見渡しながらですね、進めておるのがこの総務財政課長であります。このコロナ交付金といいますのはですね、予

番外
野坂町長 算をですね、通常の予算に比べて額は、このたびの補正予算はそこまでの額ではありませんが、通常の予算編成に加えてですね国とのやりとりをしながら県とやりとりをしながらこのコロナ交付金もですね、予算を編成をしていくというですね、そういったものを私どもの総務財政課長は担っております。長くなりましたが、そのような背景がありますので、この管理職手当というのはですね職務の特殊性をですねそれに対する対価としてですね、私どもは、私の方はこれをぜひ今回ご提案する内容で、提案したいとこのように考えております。

議 長 5 番木村議員。

5 番
木村議員 3 回目ですのでこれでお終いにしますけど、いろいろと町長今ご答弁いただきましたけど、それは大変だと思います。私らも身近についてですね仕事されているのを認識しております。それでですね、先ほども同じ質問なりますけど、重責担務の分散化ですね、今日でも議案の中にデジタル化、今後ですね、総務省を含めてですね、かなり全国的にデジタル化というのがありますけど、仕事の中身の改革についてお考えされてこの結果でしょうか。だから、そしてですね、やはり今上席の関係ですかね副町長等にもですね、かなり仕事、危機管理の関係についても仕事ですね見直し、ほかに防災等の関係もですね、他の課長の方にも分散化ということをお考えになられてですね、業務の軽減化を図られるそういう、手腕ということをされたんでしょうか。これ最後のお尋ねです。

議 長 番外野坂町長。

番外
野坂町長 失礼しました。先ほどの、その前のご質問がそういう趣旨であったということ私、ご答弁をし損ねておりました。ご指摘のとおりであります。これは私どもの組織編成を見ますとですね、私、今、この私どもの町が抱えておるですね課題に対する組織編成というのは、この体制がですねベストだというふうに思っております。他の町は総務と財政の部門を分けている、或いはその危機管理は別に設けてるところありますが、これをですね課の体制をですねさらに広げるとですねまたそれはそれで、その連携体制が難しくなるということもありますので、この正規の職員60人規模で、私どもが担っていかねばならない課題解決に向けた組織の姿をですね、私としては今の姿が、理想に近い形であると思っております。今ちょっと少し触れられました、例えばデジタル化対応につきましてもですね、ちょっと述べさせていただきますとこれは国がデジタル庁を設置してですね、やはりその郡内見渡しますと、両町ともデジタル対応の所管課を設けておられます。ただ私としてはこのデジタル化というのはですね手段であって、それ自身が目的ではないと思っておりますのでそういった観点からの取り組みは、このまちづくり推進課

番外
野坂町長

と連携して、デジタル化今後、町民さんとのフェイストゥフェイスのところの必要があってくるところが、町民生活になってきて健康福祉課になってこのたび予算でご提案した、産業振興面のいわゆる電子決済キャッシュレス決済促進に向けて、それによって事業者、町民のデジタルリスクを高めるといふことで、私としてはですね、今の姿が非常に理想、今の60人規模で、他の市町村と同じようなパフォーマンスを上げていくという視点からはこれがかかり理想に近い形だというふうに思っております。あとはですね重責ではありますが、私どもの仕事の源泉の組織と予算をですね、両方をですね、マネジメントできるということは、これはですね、私どもが今後迫られてくる社会経済、世界規模のそういった変動に備えてですね、どういうことを町としてやっていくべきかということ考えたときにですねこういう予算を作ってこういう拝聴してというそういったマネジメントが、要するに、総務財政課長でできますので、そういった面では逆に一緒に持っていた方が、よろしいという面があって他の市町も半分ぐらいはこのような持ち方をしているというんだらうなというのを私もこの立場になって感じております。ご提案でありますように、各プロジェクト等を動かしておりますこれは組織を変えることなく、プロジェクトをですね課題に応じて展開していくという意味で幹事課を決めて課長がやって、副町長にマネジメントをしてもらうといったようなですね、そういったマネジメントをしております。ご提案のありました望ましい姿っていうのは日々、求めなくてはいけないと思っておりますので、ご提案のことを踏まえてですね、組織、行財政運営をですね、意識してやってまいりたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

議 長

他に。7番植田議員。

7番
植田議員

まず、この議案を見た時に比較するものが無かったんで、今日出てきましたけども、私もそのものを各町村のホームページから例規集を引っ張ってみました。そうしますと、うちと同じ総務課長の所管事務ですよ、総務人事、消防防災、ここは危機管理管理ですよ、それから財政、この4つです。この同じ所管事務を持つておるのは川本、それから津和野、飯南町この4町です。3町か。吉賀町はその上に選挙という業務を持つております。そうした時に、他の町村に比べて低い額であるって言われましたけども、そう低くはない、低いのは飯南町が高いだけです。で、その他の高い町も、4万何某かを取ってあるところは、3万何某かよりも1町多いだけです。これはどの課長も同じ管理職手当です。隠岐の島町だけが主管課長制を引いて、高い管理職手当を出しておられます。だから、正しい提案理由を書いてもらわなくちゃ困ります。それと、私、平成16年から議員やっております。その当時のことから知っておられるのは、議長、副議長、私、それから代表監査委員、この4人になると思いますが、財政非常事態回避期間というものを設定し、それに対して町長以下三役、その報酬もカット、議員の報酬もカット、

7番
植田議員

職員給与もカット、各町の委員さんの報酬もカット、自治会の手当もカット、そういう中で、当時の総務課長さん退職勧奨もされて、非常に苦しい精神的にしんどい仕事もされました。そしてその方々が、そういうことをやったんで率先して、辞めていかれました。早期退職されました。そういう方たちのことを思うに、今、少々財政が良くなったからといって、こういうことが出てくること自体私ちょっと残念です。その人たちに対して申し訳ない。それと、町長施政方針の中で、これから先、治水といろいろなことで、基金も取り崩していかなくちゃいけない財政苦しくなっていく、そう言われましたよね。些細な金額ですよ、年間にしても、10万ぐらいなものです。しかし、そうやって苦しい中で、あらゆる人のものをカットしてきた、この歴史の中で、ちょっと財政規律が緩んできてるんじゃないでしょうかね。私はそんな気がします。今のような基金の崩し方をしていったら、早々無くなっていくんじゃないかと、そう危惧しております。そういうことを考えた時に、いろんな、さっき言った、辞めていかれた総務課長さん、それから財政状況、財政規律、それから他町との比較、見たときに、うちが、先立って上げていく必要はないと思います。これは私の意見です。

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

今、植田議員おっしゃいました、これは議員も含めて、この議場に当時のことを経過、そして身をもって厳しい時代ですね、財政を立て直してこられた方、ここの今、議場にいらっしゃらない方ですね先人たちの、先人の皆さんのこの当時のですね、今の財政再建に向けた経過、思いですね、また私も経過は踏まえておりますし、また、今改めてまた思いをですね、聞かせていただきましてですね、そういうことを意識して、今後の財政運営に当たっていかねばというふうに思います。今、議員おっしゃいましたこの今後の、今、町が置かれた今してます総合計画、長期を見据えますと、これは施政方針でも述べましたが、いわゆる治水対策ですね、治水も道路も、道路は県がやっていただけますが、それで町民の皆さんの暮らしと命を守る、これは将来に向けて、その生活が確立するという意味での新たな投資であります。投資ですから長期にわたります取り組みをやらねばなりませんので、必要な財政手当はですね、基金取り崩しという形で充てさせていただく当初予算ベースですがですね、そういうタイミングに入っております。であるからこそそういうことをですね意識して、さらにこの向こう十年間ですね、こういう町をですね、皆さんが暮らしやすくなる町が続いていくためにもですね、そういうことを意識して、この行財政をしていくためにはですね、このたびの提案をですねやはり必要な対応ではないかと。それはその先人の方が、今の財政健全化を果たしてこられたことに敬意と感謝を表しつつ、次に向かっていくためですね、是非そういった今の町の仕事の進め方をしたときに、このタイミングで、是非このような提案をさせていただこうという思いであり

番外
野坂町長

ます。いただいたご意見は、しっかり踏まえてですね、今後の行財政運営にあたってまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします

議 長

7番植田議員。

7番
植田議員

先ほども言いましたけども、管理職手当4万何がしかを支給しておられる町は6町村。そして、3万円台が5町村です。その6町村の中から隠岐の島町だけが、主管課長手当を出しておられる高くしておられる。私は、この合併しなかった小さな町が率先して上げていくのはどうかなと思うんですよ。皆、1万人台の町の方、知夫村を除けばね、結構大きな町の管理職の方なんですよ。同じ上げるのであれば、管理職の手当が他の町に比べて低いんだと、みんなの上げてくれるというのはまだ考えようがあるんですよ。他の町村のように、どの管理職も4万円台にしてくれていうんだったら、まだ。しかし、それも川本町が一番最後から追随すべきだと私は思います。邑智郡の中で、邑南町がやって美郷がやって、その後が川本がいく一番小さい町が率先してやるような問題じゃないと思います。以上。

議 長

他に意見がありますか。4番本山議員。

4番
本山議員

ちょっと、先ほど答弁でもございましたけども、ここ数年来、川本町は水害、そしてコロナ対策ということで、住民の皆さんも事業者の皆さんも、今、この町の出されるこの発令に対しまして、我慢と理解を重ねておられる状況でございます。そうした中で、本当に今、町の中の商店も、そしてもちろん町民の皆様も、本当に今、大きな打撃を受けて我慢を強いられておる状況の中で、こういう議案が通るのであれば、どのように町民の皆様方に理解がしていただけるのか。そこをどのように考えておられるのかということをお聞きしたいなと思っております。今、この町の中は、たいへん疲弊しております。本当に厳しい状況でございます。その中での手当の上げるといふこの理解を町民の皆様方にしていただけるのか、どういうふうに思われるのか、そのところをお聞きさせてください。

議 長

番外野坂町長。

番外
野坂町長

今、議員ご指摘のとおりですね、この町はですね、コロナそして治水とですね、これまでになかった頻度でこの町民生活を脅かすという動きが出てきております。私はですね、これで更にこれを対応していくために、このたびの予算の中でもですね、それを克服していくための予算、そしてこれは総合計画も含めてですね、それをお示しをしているという段階にあります。今このタイミングでというのはですね、先ほど言いましたように、これまでの皆

番外
野坂町長

様方のご努力と感謝と敬意を表しながらも、今この厳しい状況にある町をです、どこにもない町にしていくために限られた予算と人員で最大のパフォーマンスを上げていくための、礎となる予算提案をさせていただきました。これをです、実現していくために、この度この組織の要である、この主管課長である総務財政課長です、その仕事はです、パフォーマンスを上げていくために、特殊性に鑑みてこれを処遇することによって将来の展望をです、しっかりこの課長からです、マネジメントを予算マネジメント、組織マネジメント、そして組織上は知恵と工夫を施す予算は、あらゆる手法を駆使して国の予算、県の予算、そういったことを見渡してマネジメントしていくためにもです、これまでにない川本町を作り上げていくタイミングで先ずは総務財政課長をです、そのように特殊性を鑑みて、このタイミングで処遇したいとこのように考えております。その上で、ちょっと先ほど植田議員もおっしゃいました私自身も、今この考え方はです、私自身、人を大事にする経営、組織を大事にする経営、いつもこれは朝礼で、全体朝礼で述べておりますし、毎新年度それから新春そして新年度はです、仕事の仕方等についてコメントをするというふうにしております。いつも言うておりますことは、予算は限られること知恵と工夫でどんな仕事でもできるんだという、そういう意味で、この町には無限大の可能性があると、そういったことをです、見渡すそういう要の職員としてです、そのように具したいとこのように考えておりますし、そのことを町民の皆様にご理解いただきながら、今後の予算と仕事のパフォーマンスを通じてです、その町の姿が変わっていくということを通じてです、町民の皆様にご理解いただけるように私も努力してまいりたいと、このように考えております。

議 長

他にありますか。7番植田議員。

7番
植田議員

この議案を出される時には、やはりその説明として、これが正しいかどうかという資料がないと我々は判断ができません。そのため私は自分で調べてみました。結果として、やはり事実はそぐわない、とすれば悪意も感じます悪く言えば。そういうふうには取られないように、議会資料っていうのは、後々に残るものです。きちっと資料を作って出すように、そこは執行部の皆さん、しっかりとやってもらわんと。最近多いですよ。

議 長

はい、番外野坂町長。

番外
野坂町長

この今、この場面でいろいろとご質問にお答えする形でです、私どもがこの提案をさせていただいた意図も含めてです、お話をさせていただきましたが、ご指摘のとおりです、議案を提案する際でのです、資料の提出の仕方はです、今後ご指摘の点を踏まえて、提案をさせていただきたいとこのように考えます。

- 議 長 他にありますか。よろしいですか。
（「はい」の声あり）
はい。それでは質疑なしと認めます。
- 々 　　ここで暫時休憩といたします。
再開を午後 1 時 0 0 分から行います。　　　　　（午後 0 時 0 0 分：正午）
- 々 　　会議を再開します。（午後 1 時 0 0 分）
- 々 　　次に、「議案第 4 号、消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
よろしいですか。
（「はい」の声あり）
- 々 　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 　　次に、「議案第 5 号、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「・・・」）
- 々 　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 　　次に、「議案第 6 号、川本町学習交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「・・・」）
- 々 　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 　　次に、「議案第 7 号、川本町まちごと魅力化センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「・・・」）
- 々 　　質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。
- 々 　　次に、「議案第 8 号、川本町国民健康保険（税）条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

議 長 質疑はありませんか。
(「・・・」)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第9号、川本町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第10号、川本町サウンド・(ア) ミュージアムの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。4番本山議員。

4番 本山議員 この条例の改正は、たいへん良いことだと私は思っておりますけども、この改正の目的です、当初の目的から大きく乖離しながら運営が変遷してきております。ここまでの経緯と現状を踏まえて、関係条文の見直しを図るというふうにされております。この中でですね、大きく乖離してるのは、この「サウンド・ミュージアム」というこの名称だと、私は思います。私はですね、この「音戯館」と「サウンド・ミュージアム」両方消すというのは、町民の皆様の方々の感情からいうと、私は「ひらがな」の、おとぎ館ぐらいに直してですね、名称変更も一緒にこの条例を変えられるのが良いかと思っておりますので、答弁をお願いします。

議 長 番外坂根教育課長。

番外坂根教育課長 はい、今回の条例改正につきましては、名称の変更というご意見を先ほど頂戴いたしました。内容につきまして、この2年間の中で、音戯館の在り方について検討する中で、さらに条例の内容について改正する必要があるが出てくることもあるかもしれません。その際には、名称につきましても、検討の結果を踏まえまして、改めてご提案する機会があるようにも思っておりますので、今回のところでは、この趣旨の目的の改正というところでさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 よろしいですか。4番本山議員。

4番 本山議員 ここにですね、当初の目的を今までと乖離しながら運営してきたというふうに言われておりますので、実際この名称から判断するに、とてもこの名前

4番
本山議員 じゃ、何かおかしい気がいたしますけどね。その辺は、どうしても後の方で
変えられるということですか。

議 長 番外坂根教育課長。

番外坂根教
育課長 はい。現在通称で「かわもと音戯館」というふうに呼ばれておりますので、
その名称を今後も活かしていくのかどうか、「サウンド・ミュージアム」
という名称を変更するのかどうかというところにつきましては、また今後の
検討ということにさせていただきたいと思います。

議 長 4番本山議員。

4番
本山議員 この辺ですね、ちょっとやっぱりこの条例改正なんですので、すべてを町
民の人に分かり易くですね、やるということはたいへん必要なんじゃないか
と思いますので、ちょっとその点、よく考えてやってください。

議 長 他にありますか。
(「・・・」)
はい、無いようですので、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第11号、川本町民体育館設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「・・・」)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第12号、令和3年度川本町一般会計補正予算(第10号)」
についての質疑を行います。
質疑はありませんか。
よろしいですか。
質疑なしと認めます。質疑を終結・・・はい、1番香取議員。

1番
香取議員 説明資料20ページ、歳出の10款、教育費の一番上にある事業見直しに
よる増6,700千円とありますけれども、これはどのように見直したかを
教えていただけますでしょうか。

議 長 番外坂根教育課長。

番外坂根教 運動公園のトイレをですね改修するということを、コロナの交付金を活用

育課長 しますということで、既に予算を計上しておりますけれども、その際の計画といたしましては、洋式便器に変えるということのみでございました。それに加えまして、周辺環境整備といいますか、衛生環境を整えるということで、手洗い場ですとか、それから以前、臭いについてもご指摘をいただいたところがございますので、そういったことの解消に繋がるような改修内容にしたいと思っております。

議 長 よろしいですか。はい、1番香取議員。

1番香取議員 はい。これ結構、元から何倍にも増えてるかと思うんですけれども、内訳を詳しく教えてもらえますか。

議 長 番外教育課長。

番外坂根教育課長 現在ですね、見直しの内容につきまして、この予算の範囲内で検討しているところがございますので、内訳について今ご説明できるものが手元ございません。

議 長 他にありますか。
(「・・・」)

々 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第18号、辺地に係る総合整備計画の一部変更について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「・・・」)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第19号、権利の放棄について」の質疑を行います。
質疑ありませんか。
(「・・・」)

々 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第20号、工事請負変更契約の締結について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。2番中平議員。

2番
中平議員 これが500万近く増えてるわけですが、この落石防護柵工の長さが50cm長くなったという説明が。あともう一つ伐採処分費がありました。これがそれぞれの内訳のようなものが分かりますでしょうか。この最初の杭の関係で幾ら増えて、伐採処分費が幾ら増えたか。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 ちょっと詳しいものが今手元にありませんので、また後程、お示しをした
いというふうに思います。

議 長 2番中平議員。

2番
中平議員 それを言いますのは実際50cm長くなったということになると、資材費が当然高くなる。工法によっても多少、それに対する工事費が増えるのかなと思います。伐採処分費なんかについては最初の契約の中ではどうなっていたのか。それが終わって見たら実施処分数量としたから変更が出て、大変膨らんだという話では、ちょっと契約の時に何とかならなかったかなという感じがしております。枝葉・幹処分のところの数字を見ますと、228㎡が564㎡というふうに、約倍になってます。これも、どういう数量の確定の仕方をされたのかというのが、ちょっと疑問が残りますが、いかがでしょうか。

議 長 番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地
域整備課長 今、木の処分等々についてお尋ねがございました。これにつきましては、基本的には設計の基準というのがありませんので、これは島根県の積算基準によりますと、指名する業者の見積もりを取りなさいということになります。そうですので、伐採から処分までを全部見積もりを取って、その平均値を設計価格というふうに今はしております。処分費につきましては、その時点では、どう言いますか、見積もりは多分、平米当たりで、掛ける面積で、ざっと幾らというふうなことでしか多分積算のしようが業者さんありませんので、最終的には処分費というマニフェストという伝票がございますので、それで実処分というふうな数字にさせていただいております。以上です。

議 長 他にありますか。
(「・・・」)
はい、無いようですので質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第21号、川本町サウンド・アミュージアムの指定管理者の指定について」の質疑を行います。

議 長	質疑はありませんか。3番圓山議員。
3番 圓山議員	この指定管理者の指定についてなんですけども、「安伸有限会社」とあるんですが、オーサン、オーサンと通称思ってたんですけども、いつの間にか安伸有限会社になってるんですけども。これはあれじゃないですかね、川本町大字川本332の13番地っていうのは、登記されている事務所の所在地っていうのが、この番地なんですかね。契約を取り交わすにしても、登記上の番地が必要でしょうから、ここも登記上の番地・所在地でないといけないんじゃないかなと思ったんですけども、どうでしょうか。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	「332の13」というのがですね、これが登記上の住所に今なっております。それが、これが「かわもと音戯館」の住所と全く同じでございまして、町有の施設でございますので、そのあたりこの安伸有限会社さんの方にお話をしてあります。それで現在、住所変更と、それから登記の手続きの最中でございますので、正式にはまた住所について改められるということでございます。
議 長	他に。はい、7番植田議員。
7番 植田議員	運営に対して議会の方から、注文つけておきましたが、その辺はクリアされましたか。
議 長	番外坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	レストランの充実、それから宿泊者の方へのサービス提供、そういったことにつきまして、この指定管理者の候補の方とヒアリングそれから意見交換の会を何度か持っております。こちらの方から度々ですね、そういったように運営のお願いといたしますか、してくださいということは申しております。
議 長	坂根教育課長。
番外坂根教 育課長	こちらの方からですね、複数、関係の課員も交えまして関係課も交えて、観光の部局ですとか、まちづくりの部局ですとか、そういったところも皆交えた場で、この指定管理者の候補の方に、町としての意見の方は伝えて連携体制をしっかりとりながら今後の運営をしていくというふうに話をしております。
議 長	他にありますか。

議 長 (「・・・」)

々 はい、ないようですので質疑を終結いたします。

々 次に、「議案第 2 2 号」から「議案第 2 3 号、川本町固定資産評価委員会の委員の選任について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
(「・・・」)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「議案第 2 4 号」から「議案第 2 8 号、川本町農業委員会農業委員の選任について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 続いて、「報告第 1 号、専決処分事項の報告について」の質疑を行います。

々 質疑ありませんか。
(「ありません」の声あり)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、「報告第 2 号、専決処分事項の報告について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
(「・・・」)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 続いて、「報告第 3 号、専決処分事項の報告について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
(「・・・」)

々 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

議 長

お諮りいたします。

「議案第13号」から「議案第17号」に関しましては、お手元に配付してあります、「予算特別委員会設置要綱（案）」により、予算特別委員会を設置し、これに令和4年度一般会計及び特別会計の予算に関する審査並びに調査を付託のうえ、調査が終了するまで、議会閉会中も継続して調査することができることにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます

々

よって、本件につきましては、定数9人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して調査することに決定いたしました。

々

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長の委員の選任につきましては、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議員全員を指名したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

々

異議なしと認めます。

よってそのように「決定」いたしました。

々

次に、「委員会の正副委員長」につきましては、議会運営委員会におきまして、あらかじめ決定していただいておりますので、その結果をご報告いたします。

委員長に、6番石川議員、副委員長に、5番木村議員。

以上のとおり、正副委員長に選任したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

々

よって、正副委員長は、そのように選任されました。

々

次に、日程第36、「陳情第1号」の件を議題といたします。

々

本日まで受理いたしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。

会議規則第91条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご報告をいたします。

々

以上をもって、本日の議事日程をすべて終了いたしました。

（午後 1時22分）

この会議録は、川本町議会事務局長 中嶋 則行 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員